

事故防止対策マニュアル

このマニュアルは、施設内または送迎中の利用者の予期せぬ事故に対して適切に対応し円滑・円満に解決するために、職員に対して事故防止の基本事項、事故発生時の対応手順および留意事項を定めるものである。

合同会社どりい夢

1. 事故防止の基本事項

日常業務中での事故を防止するため、施設内または施設外（送迎等）における事故防止対策を検討するうえにおいて、職種等を問わず、療育・支援関係者が共通して認識しておかなければならない事故防止のための基本的事項を次に定める。

- ①療育・支援従事者は常に「危機意識」を持って業務にあたること
- ②利用者本位の療育・支援を意識すること
- ③療育・支援業務において、確認・再確認を怠らないこと
- ④積極的なコミュニケーションを心がけること
- ⑤利用者の個々の特性の把握に努めること

2. 療育・支援現場での事故を未然に防止するための体制

（１）関係者による定期的なミーティングにおける、安全管理の確立に向けた協議

- 施設内のみならず他施設の事例についても情報収集する
- 収集された情報の分析を行う
- 収集された情報をもとに、リスクを排除するために必要と思われる事項について、職員全体に周知する
- 集積された事例は、事故の再発防止に活用できるようデータとして集積しておき、職員相互間でも情報を共有するようにする
- 事故が発生した場合には事例を分析・評価し、再発防止のための職員への指導や原因の究明、施設内の体制の見直し、改善策を検討する。

（２）事故対策の体制および職務等

- 管理者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者
事故発生防止のための総括管理、各機関との連携、緊急時連絡体制の整備（施設・家族・行政）
- 事務
施設内の環境整備、備品の整備、事故対応マニュアルの作成と周知
- 療育・支援職員
利用者個々の特性・心身の状態把握、正確な記録・報告
- その他、管理者が任命するもの

（３）事故防止・対応についての職員研修

本マニュアルに基づく事故に対する基本的な考え方や防止・対応策を職員に周知徹底させるため、新規採用時ならびに状況と必要に応じて研修を行う。

(4) 事故報告書について

- 事故再発防止のための重要な情報源となる「事故等発生報告書」および「事故・ケガ・その他記録票」に正確に記入する。
 - 療育・支援従事者は、事故の経験をした場合には、利用者への処置後すみやかに管理者に報告し、その後内容を記載した事故等発生報告書を提出する。
 - 事故報告書等の提出があった場合には真摯に検討し、業務の改善、遊具・玩具・設備等の点検や見直しなどを行う。そして、療育・支援従事者の事故に対する意識改革を促進し、以後の事故防止に役立つよう、これらの報告書の内容を職員に広く周知する。
 - 事故に関する記録は、施設内の閲覧書類として、プライバシー保護に十分留意しながら事故の件名・状況・処理方法等を公表する。
 - 記録書類については、誰が見てもわかりやすく、正確かついねいに記載する。
- ◇なお、これらの情報については報告者個人の責任追及のためには用いない。

(5) 遊具・玩具・設備・車両の管理体制

- 従来から日常的に使用されている備品・玩具等の取扱いについては、随時注意を喚起する必要がある。
- 療育・支援従事者は、あらかじめ備品・玩具等の使用法や起こりやすいトラブル等を充分理解しておく
- 車両は点検や整備を十分にしておき、安全管理に努める。

3. 事故発生時の対応

療育・支援従事者が当然払うべき業務上の注意義務を怠ることなどにより、利用者に損害を及ぼし、場合によっては重大な事故につながることになる。事故の大小にかかわらず、発生直後は冷静かつ誠実に利用者への対応を素早く行うことが重要である。

(1) 利用者および家族への対応

- 事故が発生した場合、まず利用者に対して可能な限りの緊急処置を行う。
- すみやかに管理者へ報告し、施設で対応できない場合には、協力医療機関等へ移送し、医師の指示を得なければならない。
- 処置が一段落すれば、できるだけ速やかに利用者や家族等に誠意をもって説明し、家族の申し出についても誠実に対応する。審議の結果、施設側の過失が明らかな場合にはサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者以上の責任者が率直に謝罪する。しかしながら、過誤の有無、利用者への影響などは発生時には不明確なことが多いので事故発生の状況下における説明は慎重かつ誠実に行うようにする。

- 事故により施設が賠償責任を負った場合には、当施設の加入する損害賠償保険により利用者および家族に保証する。
- 利用者への処置が一通り完了した後、できるだけ早く事故等発生報告書を作成する。その際、事故の概要、利用者の状況、現在の治療、今後の見通しおよび利用者等へ説明した内容などを必ず記載しておく。

(2) 行政機関への報告

重大な事故や利用者が死亡するなど重大な事態が発生した場合、速やかに岐阜県および各務原市へ報告を行う。

(3) 管理者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての対応

- 職員からの連絡を受けた場合には、現場に駆けつける
- 現場では、利用者の状態等を把握し、すみやかに対応する
- 家族への連絡をすみやかに行い、状況等を詳細に報告する
- 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償手続きを速やかに行う
- 県・市・関係機関等に報告する
- 事故発生時の状況を正確に記録する
- 事故等の原因を究明し、全職員で再発防止を図る
- 事故報告を速やかに行う

4. 緊急時の連絡体制

